

西脇市自治基本条例(案)の概要

第1章 総則

条例の目的・用語の定義を定めています。
条例の目的=市民の皆さん、議会、行政が、それぞれの役割を担いながら、協力して住みよい西脇市を考え、つくりあげることです。

第2章 基本理念・基本原則

共有する価値観や理想、それを実現するための4つの基本原則を定めています。

第3章 情報の共有

情報を共有することにより市民の皆さんと市の信頼関係を築くことを定めています。

第4章 参画と協働

積極的に市民参画の制度をつくり、参画と協働を推進することを定めています。

第5章 住民投票

広く市民の皆さんの意思を確認する必要がある事案について直接市民の皆さんの賛否を聞き、その結果を市政に反映させる制度について定めています。

第6章 地域自治組織

各地区のさまざまな団体などが連携し、地区の課題などの解決に向けて実践する組織を必要に応じてつくり出すことができると定めています。

第7章 市民・議会・市長等の役割・責務等

市民、議会、行政が、それぞれの役割や責務を認識し、お互いに誠実に向き合うことで、参画と協働のまちづくりを推進すると定めています。

第8章 市政運営

市政運営の根幹となる重要事項について、目的や方法、義務などを定めています。市の施策や事務事業をカタログ的に抜き出して書くことで、市民の皆さんに分かりやすく示しています。

第9章 連携

国や兵庫県と対等な立場での連携、共通する地域課題を解決するため他の自治体との積極的な連携、国内外の自治体や市民団体との交流・連携について定めています。

第10章 条例の位置づけと見直し

自治基本条例は、西脇市の自治の基本的なルールを定めるものであることから、「本市の自治の基本規範」と定めています。

出された主な質問と市の考え方

全国と県内での自治基本条例の制定状況は？

全国では200程度の自治体で、県内では、宝塚市、伊丹市、明石市、宍粟市、養父市、朝来市、篠山市、丹波市、三田市の9市で制定済みです。

「市民」の範囲をどう定めるか。

地域課題などを解決していくためには幅広い方の知恵や協力が不可欠です。そこで、「市民」を西脇市に住んでいる人、働いている人、通学している人、事業者まで広げています。

自治基本条例を制定するメリットは？

条例で共通の理念を定め、市民の皆さんと議会、行政がそれぞれの役割を果たし参画と協働を推進することで、よりよい西脇市をつくっていくのではないかと考えています。

市民に新たな義務や責任が生ずるのでは…。

市民の皆さんの責務を①お互いの助け合いによる自治を進めましょう②地域の持続性を高めるようにみんなで努力



市内8地区でまちかどミーティング。活発な意見交換が行われた



自らの思いを語る来住壽一市長

自治基本条例をテーマにまちかどミーティングを開催 市民力・地域力・行政力を一体に

条例への市長の思い

6月20日から7月23日にかけて、市内の全8地区で「まちかどミーティング」を開催し、400名を超える方にご参加いただきました。「まちかどミーティング」は、市長が市民の皆さんと直接意見交換し、ご意見を市政に反映することを目的としています。今回は「自治基本条例がめざすもの」と題して、市長が

行政は市民の皆さんの幸せや地域の元気づくりなどを目指していますが、市民の皆さんのニーズが多様化・細分化してきたことや、財源不足などさまざまな社会的背景により、すべてのニーズに対応することが難しくなってきました。そこで市民の皆さん、地域、行政が一体となって、自助・共助・公助(補完性の原則)の精神でこのような課題を乗り越え、ふるさと西脇市をもっと住みやすい、素晴らしいまちにしていこうという思いを盛り込んだのが自治基本条例です。

自治基本条例制定の狙いは、

自治基本条例への思いを語り、市民の皆さんからはさまざまなご意見をいただきました。今年1月号からシリーズで自治基本条例についてお伝えしてきましたが、今月号では、市長の思いをお伝えするとともに、市民の皆さんから出された質問についてお答えします。

①「市民主役のふるさと運営」を基本ルールとして明確にする
②市民の皆さんと行政の意識改革、③自助・共助・公助の主体間の信頼関係の構築の3点です。

市民の皆さんにこれまで以上に市や地域のふるさと運営に関心を持っていただき、行政と問題意識を共有して、それぞれの役割を果たしていくことが非常に重要な要件になります。

自治基本条例制定の大きな社会的背景は、「地方の時代の伸展」です。地方の活力なくして国の活力なしと言われ、市町の活力を高めるためには、市民力・地域力・行政力が一体となっていくことが重要で、そのための共通のルールが自治基本条例です。

政もサポートします。
自治会などに女性が参画する機会が限られているが、地域自治組織にすればどうか。

地域自治組織の一番の効果は地区のすべての人、団体、グループなどが参画することです。先進地では、女性の参画が多い地区ほど元気があると聞いています。

自治基本条例を制定するのは確定したことが。

市長としてやりたいと思っ
ています。合併協議会や総合計画審議会から提案をいただいたものでもあり、制定する方向へ進めるのが基本と考え
ています。



西脇市自治基本条例検討委員会 大前道廣さん

自治基本条例は、西脇市を一つの家族と考えた場合、家族の中の暗黙の了解であったものをきちんと文章として書いて、家族のルールにするようなものです。内容は当たり前のことばかりですが、当たり前前のごことを市全体の約束事として決めることで、西脇市が一つの家族としてより良い方向へ発展していくのではないかと考えています。

自治基本条例は、現在ある条例のように個別の政策の運営や、施設の管理などについて定めるのではなく、それぞれの主体の役割を明らかにする中で「こうしよう、こうありたい」といった価値観や理想を定める理念条例です。

西脇市長 来住壽一